

令和4年度 宮崎県多面的機能支払交付金 取組方針

令和 4年 6月 1日
宮崎県多面的機能推進協議会

本方針については、宮崎県多面的機能推進協議会を中心として、着実な事業推進及び認定農用地面積の更なる増加を図るため、以下の内容について取り組むこととする。

1 取組目標

- (1) 市町村推進活動目標（R2～R4）を達成する。【目標達成：23市町村】
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携に向けて、活動組織への啓発普及を図る。
【広域化：9市町村】 【1改良区1組織：2市町村】
- (3) 活動終期を迎えた組織について、活動の継続を促進する。【活動断念組織：0】
- (4) 令和4年度新規設立組織の着実な計画認定を支援する。【R4新規：11組織】
- (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村（都城市・えびの市）について、定めた課題解決に向けて事業推進する。
- (6) 畑地帯において事業を推進する。
- (7) 上記(1)に変わり、組織体制強化に向けた令和5年度の新たな推進計画を策定する。

2 具体的な取組

- (1) 市町村推進活動目標の設定と実行・・・別紙1
 - 取組開始後3年目となることから、確実に目標を達成するため、年度当初と中間に推進会議を開催し、各市町村の意欲向上や情報共有、取組に対する助言や見直し等を行う。また、年度末には、最終成果報告と改善策を検討する。
- (2) 広域化の推進並びに土地改良区との連携
 - 上記(1)で取り組む市町村と連携し、個別に課題整理や解決策を検討する。
 - 事業推進に関する研修会を実施（2回以上）し、広域化や土地改良区との連携による活動事例等をもとに、組織の体制強化に向けた普及啓発を図る。
 - 広域化や取組優良事例について、組織へのインタビュー等を介して情報を収集し、広報誌の発行（3回以上）を通じて、県下全域の普及啓発を図る。
- (3) 活動終期を迎える組織の継続促進・・・別紙2
 - 令和3年度で農地維持支払が活動終期を迎えた61組織については、県・市町村と連携し、次期5カ年活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
 - 令和4年度で農地維持支払が活動終期を迎える14組織について、県・市町村と連携し、当該年度中から活動継続に向けた個別協議や指導・助言に取り組む。
 - 令和5年度で農地維持支払が活動終期を迎える227組織等について、県・市町村と連携し、活動継続に向けた啓発・普及及び意識醸成に取り組む。
- (4) 新規設立組織の着実な計画認定の支援・・・別紙3
 - 市町村における新規及び広域化認定を支援するため、県内11組織（1269ha）を対象に、県・市町村と連携し、活動計画の認定前審査を6月末までに実施する。
- (5) 対象面積が大きくカバー率の低い重点市町村における事業推進
 - 都城市が取り組む、令和3年度までに新規設立を見送った組織の推進及び後継者不足や事務負担を理由に活動を断念した4組織の活動再開等について支援する。
 - えびの市が取り組む、令和4年度以降の新規予定3組織を含めた広域化設立に向けて、推進等を支援する。
- (6) 畑地帯における事業推進・・・別紙4
 - 県・市町村と連携の下、大規模土地改良事業実施の土地改良区へ推進し、取組面積を拡大する。
- (7) 令和5年度に向けた新たな推進計画の検討・策定・・・別紙5
 - 農村を維持させるための集落機能強化に繋げるため、各地域で抱える課題を元に、県・市町村と連携し、組織体制等の強化に向けた新たな推進計画を策定する。